

# 南知多町小形風力発電施設設置に関するガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、南知多町における小形風力発電施設の設置及び運用に関し事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、環境の保全、景観形成、地域の安全及び住民の健康な生活を確保することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 2 用語の定義

- (1) 風力発電施設 風力を電気に変換する設備及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備をいう。
- (2) ロータ 風力発電施設の風車において、風力を主軸の動力に変換する部分をいう。
- (3) 小形風力発電施設 風力発電施設であって、そのロータの受風面積が200平方メートル未満又は、その出力が20キロワット未満のものをいう。
- (4) 発電事業 小形風力発電施設を設置又は運用し、得られた電力を供給する事業をいう。
- (5) 事業者等 発電事業を行う者（小形風力発電施設の設置又は維持のみを行う者を含む。）及び発電事業を行おうとする者をいう。
- (6) 隣接土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地（以下「発電事業用地」という。）に接する土地（発電事業用地に接する土地が、道路又は水路など公共用地である場合は、当該公共用地と発電事業用地の反対側において接する土地を、また、発電事業用地と発電事業用地に隣接する土地が、同一所有者である場合は、発電事業用地に隣接する土地に接する土地を含む。）の所有者又は当該土地に関して用益権（地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権をいう。）を有する者をいう。
- (7) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有する場合を除く。）並びに学校、保育所、幼稚園、医療施設、社会福祉施設等の住民が利用する施設。
- (8) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

## 3 対象施設

小形風力発電施設の新設、増設又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。なお、その出力が1キロワット未満で自家消費を主な目的とした施設については、本ガイドラインの対象外とする。

## 4 対象地域

南知多町内全域とする。ただし、設置箇所が本町行政区域内に属さない場合であっても、本町行政及び町民の生活に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用する。

## 5 建設等における基準

### (1) 住宅等からの距離

事業者等は、小形風力発電施設を設置するときは住宅等から300メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、設置箇所から300メートル以内の住民等(以下「近隣住民等」という。)の同意が得られたときは、この限りではない。

### (2) 騒音

事業者等は、次の騒音基準を確保するために必要な措置を講じること。

小形風力発電施設から最も近い住宅等において、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下とする。

### (3) 低周波音

事業者等は、最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書(平成16年6月)」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないよう必要な措置を講じること。

### (4) 電波障害

事業者等は、南知多町防災同報無線、テレビ等の電波に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (5) 自然環境

事業者等は、建設等による動植物への影響に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (6) 景観

事業者等は、小形風力発電施設の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮すること。

### (7) 光害

事業者等は、小形風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置するときは、近隣住民等や動植物への影響に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

### (8) 文化財

事業者等は、小形風力発電施設の建設等にあたっては、文化財を保護するよう努めること。また、遺跡・指定文化財(史跡・名勝・天然記念物・登録文化財を含む。)及びその周辺での設置計画に際しては、南知多町教育委員会へ埋蔵文化財保護のための事前届出書を提出すること。

### (9) その他

事業者等は、風力発電施設の建設等にあたって、下記関係法令(条例・規則を含む。)を始め、その他法令の該当状況を確認すること。

	項目	確認内容及び相談先
1	国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律	一定の要件を満たした土地の売買等をする場合の届出 → 南知多町まちなみ環境課

2	河川法	河川区域内での工作物の新築や掘削許可等 → 河川管理者（愛知県知多建設事務所、南知多町建設課）
3	港湾法、漁港漁場整備法	港湾区域内等での占用許可等 → 港湾・漁港管理者（愛知県知多建設事務所、南知多町建設課）
4	海岸法	海岸保全区域内での工作物の新築や掘削許可等 → 海岸管理者（愛知県知多建設事務所、南知多町建設課）
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内での工作物の新築や掘削許可等 → 愛知県知多建設事務所、南知多町建設課
6	砂防法	砂防指定地域内での工作物の新築や掘削許可等 → 愛知県知多建設事務所、南知多町建設課
7	地すべり等防止法	地すべり防止区域内等での工作物の新築や掘削許可等 → 愛知県知多建設事務所、南知多町建設課
8	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域の該当有無 → 南知多町産業振興課
9	農地法	農地からの転用許可等 → 南知多町農業委員会事務局（南知多町産業振興課）
10	森林法	林地開発許可や伐採届等 → 南知多町産業振興課 治山事業 → 愛知県知多農林水産事務所
11	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地・指定文化財（史跡・名勝・天然記念物・登録文化財を含む。）の該当有無 → 南知多町教育委員会教育課
12	自然公園法	自然公園区域の該当有無 → 南知多町まちなみ環境課
13	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等による土地の埋立て、盛土等の許可等 → 南知多町まちなみ環境課
14	都市計画法	建築物・工作物の許可等 → 愛知県知多建設事務所、南知多町まちなみ環境課
15	建築基準法	建築物・工作物の許可等 → 愛知県知多建設事務所、南知多町まちなみ環境課
16	騒音規制法・振動規制法 ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例	建築物・工作物の設置工事等で重機を使って作業する際の届出 → 南知多町まちなみ環境課

## 6 ガイドラインによる調整手順

### (1) 南知多町の窓口

南知多町まちなみ環境課を町の窓口とする。

### (2) 南知多町への届出及び説明

事業者等は、小形風力発電施設の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、南知多町に対して当該事業の概要について南知多町小形風力発電施設設置に関する届出書（別紙様式）に以下の書類を添えて提出し、事業について説明するものとする。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいる場合には、国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度に基づく事業計画と認定通知（写）及び電力との接続が確認できる資料（写）を添えて、速やかに届出書を提出し、事業について説明するものとする。

#### ① 風力発電施設に関する図面、公図及び周辺住宅確認図等

地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とする半径300メートルの円を図示し、住宅等との距離が確認できるもの。

#### ② 地域住民等への説明用資料。（説明の内容のわかるもの。）

#### ③ 国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度に基づく事業計画と認定通知（写）及び電力との接続が確認できる資料（写）（再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいる場合に限る。）

#### ④ その他町長が必要と認めるもの。

### (3) 地域住民等への説明

事業者等は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、南知多町への届出の後、速やかに近隣住民等が属する行政区、近隣住民等及び隣接土地所有者等に事業について説明するものとする。

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいる場合においても同様とする。

また、必要に応じて公的機関や関係団体等に事業を説明するものとする。

なお、説明の終了後は、議事録等の内容のわかるものを、南知多町に提出する。

## 7 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者等は、小形風力発電施設の建設中及び建設後についても存続する限り環境及び景観等の保全に関し、「5 建設等における基準」の遵守に努めなければならない。

## 8 建設等の工事標識の掲示

事業者等は、小形風力発電施設建設等工事標識として、以下の項目について記載した標識を、土地の開発・造成の工事開始前（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始前）に掲示すること。

- ・風力発電を行う場所の所在地
- ・風力発電を行う者の住所、氏名及び連絡先（電話番号）
- ・工事予定期間
- ・施工主の住所、氏名及び連絡先（電話番号）
- ・工事を行う者（工事施工者）の住所、氏名及び連絡先（電話番号）

#### 9 設置後の維持管理等

- (1) 事業者等は、設置した小形風力発電施設については、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、施設に破損又は事故等が発生した場合には、速やかに南知多町に報告するとともに、必要な措置を講じ、対応策及び結果についても報告すること。
- (2) 事業者等は、設置後に騒音、電波障害等の不具合が発生したときには、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を南知多町に報告すること。
- (3) 事業者等は、設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設等を撤去すること。
- (4) 事業者等は、施設又は事業体制等の変更が生じた場合は、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書又は事後変更届出書（写）を添えて、速やかに南知多町に報告すること。
- (5) 事業者等は、風力発電施設の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。

- ・再生可能エネルギー発電設備の区分 「風力発電設備」と記載。
- ・設備名称
- ・設備ID
- ・設備所在地
- ・発電出力
- ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所
- ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））  
（※）法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・連絡先

設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。

- ・運転開始年月日

運転開始前においては、「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日に変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月日を「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日」と記載すること。

標識は、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用することとし、風力発電施設の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦25センチメートル以上×横35センチメートル以上とする。標識の掲示は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。

平成29年3月31日以前に旧認定を受けている発電設備については、改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）標識を掲示すること。

#### 10 その他

- (1) 建設等にあたり、住民等から事業者等へ申し入れ等があった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を南知多町に報告すること。
- (2) このガイドラインは平成30年7月10日から施行し、このガイドラインの適用の日前に設置され、又は同日前に国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度に基づく事業計画の認定を受けた小形風力発電施設については、5-(1)の規定は、適用しない。